

令和7年度

第3回 多職種連携・人材育成研修会

「難病対策について」



日時：令和7年12月9日(火) 18:30～20:30

場所：新見公立大学

地域共生推進センター棟 2階 5201教室

主催 新見市在宅医療・介護連携支援センターまんざく

共催 一般社団法人 岡山県介護支援専門員協会新見支部

令和7年度 第3回多職種連携・人材育成研修会次第

日 時： 令和 7年 12月9日 (火)

18:30~20:30

場 所： 新見公立大学

地域共生推進センター棟 2階 5201教室

1 開 会

2 挨 拶 一般社団法人 新見医師会 会長 吉田 徹 氏

3 講 義 「難病対策について」
岡山県備北保健所 新見支所 保健師 高田萌華氏

4 取組紹介 「訪問看護ステーションの取り組み」
看護ステーションくろかみ 管理者 小郷寿美代氏
「居宅介護支援事業所の取り組み」
新見市社協中央ケアセンター 管理者 井竹明子氏

5 グループワーク ①自己紹介
②事例紹介
③グループワーク
④グループワークまとめ
⑤グループ発表
⑥まとめ

岡山県備北保健所 新見支所 副参事 猪元信子氏

医療法人思誠会 渡辺病院 院長 遠藤 彰 氏

6 閉 会

以上

※ アンケートのご記入、提出にご協力を願いいたします。

取扱注意

配布しました事例を記載した用紙は、研修終了後回収させていただきます。必ずお席の机に上に置いてお帰りください。



第3回 多職種連携・人材育成研修会 令和7年12月9日(火)

難病対策について

1 難病対策の概要

2 難病患者災害時要配慮者への支援

岡山県備北保健所新見支所



岡山県マスコット
ももっち・うらっち

1-1 岡山県難病対策の概要

1) 医療費の助成

○指定難病への医療費助成

○小児慢性特定疾病への医療費助成 等

2) 療養生活環境の整備

○地域支援対策推進事業

・医療福祉相談会

・在宅難病患者・家族の集い

・訪問相談・指導事業

・在宅療養支援計画策定評価事業

○難病患者災害時要配慮者への支援

○岡山県難病相談・支援センター事業（相談支援、交流会、就労支援、研修会等）等

*センターは岡山県南部健康づくりセンター1階

3) 福祉サービス・関連施策との連携

○障害者総合支援法による障害福祉サービス（市町村主体）

1-2 難病患者等への医療費助成

原因が不明で治療方法が確立していないいわゆる難病のうち、厚生労働大臣が定める疾患有「指定難病」(348疾患 R7.4.1現在)といいます。病態など一定の基準を満たす方に対して、患者さんの医療費の負担軽減のため、特定医療費(指定難病)受給者証を交付し、医療費の自己負担の一部または全部について公費負担を行います。

【対象】次の1及び2の両方を満たす方

- 1 対象となる指定難病と診断された方
- 2 次の(1)又は(2)のいずれかに該当する方
 - (1) その症状の程度が、国の定める基準以上である方
 - (2) (1)に該当せず、軽症高額の申請を行う方 (申請日の属する月以前の12か月の間に指定難病に関する月ごとの医療費総額が33,330円を超える月が3回以上ある)

【支給対象となる医療や介護の内容】指定医療機関で受けた、指定難病及び指定難病に付随して発生する疾病に関する認定期間内の医療
支給対象：指定医療機関で受けた診察、薬剤の支給、医学的処置、手術、療養上の管理、訪問看護、訪問リハ、居宅療養管理指導、
介護医療院サービス等

助成の対象とならないもの：認定された疾病以外の病気や歯科疾患、けがによる医療費、入院時食事療養費

医療保険が適用されない医療費（保険診療外の治療・調剤、差額ベッド代、個室料等）等

【医療費上限月額】

階層区分	階層区分の基準	患者負担割合 2割まで		
		自己負担上限月額（外来+入院+薬代+訪問看護）		
		一般	高額かつ長期	人工呼吸器等装着者
生活保護	－	0	0	0
低所得Ⅰ	市 町 (世帯)	非課税 本人年収～80.9万円	2,500	2,500
低所得Ⅱ	村 民 税	本人年収 80.9万円超	5,000	5,000
一般所得Ⅰ	課税以上所得割額 7.1万円未満	10,000	5,000	1,000
一般所得Ⅱ	所得割額 7.1万円以上 25.1万円未満	20,000	10,000	
上位所得	額 所得割額 25.1万円以上	30,000	20,000	

○申請全般について岡山県医療推進課ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.okayama.jp/page/648861.html>

○更新申請は、5月下旬に案内を送付し、
6月～7月に手続きをお願いしています。

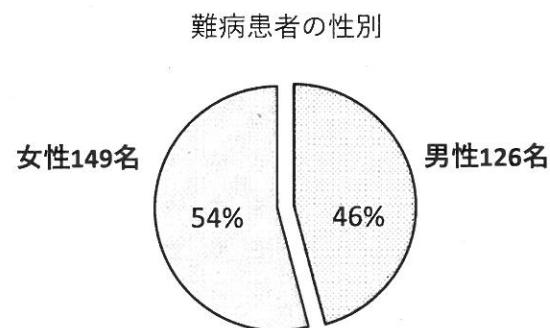


1-3 備北保健所新見支所管内の指定難病患者数

特定医療費（指定難病）医療受給者 278名 (R7.4.1時点)

(多い疾患)

- ①パーキンソン病 41名
 - ②潰瘍性大腸炎 29名
 - ③特発性大腿骨頭壊死症 19名
 - ④原発性胆汁性胆管炎 13名
 - ⑤特発性拡張型心筋症 9名
- 重症筋無力症
後縦靭帯骨化症



※複数疾患を有するため総数と一致しない。

1-4 難病医療福祉相談会

【医療相談】（専門医）

服薬や治療、症状等について相談

【リハビリ相談】（理学療法士）

身体状況に応じて自宅でできるリハビリ指導等

【保健相談】（保健師）

療養生活で困ることやサービス利用について相談

難病患者・家族の集いについて情報提供等

医療福祉相談会終了後にはカンファレンスを行い、患者について情報共有や今後の支援について検討しました。



1-5 在宅難病患者・家族の集い

令和7年度 在宅神経難病患者・家族の集い

開催のお知らせ

神経難病の患者様や家族の皆様が本当に役立つ情報を知り、お互いの在宅療養の情報交換や悩みなどを分かち合うことを目的に開催いたします。

日時 令和7年10月9日(木曜日)14:00~15:30

場所 岡山県備北保健所新見支所 1階 栄養相談室
新見市高尾2400(備中県民局新見地域事務所内)

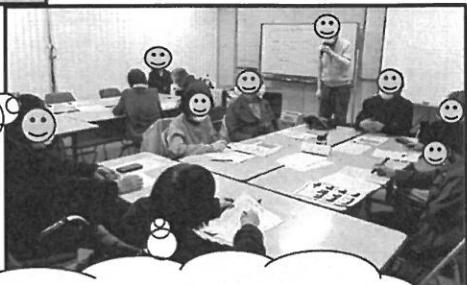
対象 新見市内にお住まいの神経難病の患者様や家族様

内容 (1)情報提供「薬剤師の服薬支援について」(仮題)
講師 薬剤師
(2)情報提供「知っておきたい福祉用具」(仮題)
講師 福祉用具事業者
(3)座談会「療養生活についてみんなで語ろう！」
助言:全国パーキンソン病友の会 岡山県支部等

申込方法 参加希望の方は、9月26日(金)までに、下記へご連絡ください。
電話・FAX・郵便のいずれでも可。



とてもよかったです。
毎年パワーをいただいて帰ります。皆さんの熱い思いが伝わりました。



皆さんのいろいろな
症状や生活のようす
を聞くことができて
参考になりました。
来年も参加したい！

同じ病気で前向きに頑張っている方の姿を見て、感動しました。元気をもらいました。

2-1 難病患者災害時要配慮者について

難病患者災害時要配慮者リスト作成対象者

在宅で療養する特定医療費(指定難病)受給者証のうち次のものを対象にする。

ア 必ず対象とするもの

a 電源を使用する医療機器（人工呼吸器・喀痰吸引装置、在宅透析療法装置、酸素濃縮装置）を必要とするもの

b 筋萎縮性側索硬化症及び多系統萎縮症の患者

イ 地域の実情に応じて対象とことができる者

ア以外の者で、地域における療養状況等を勘案し、災害時に援護が必要な者として、保健所・支所が認める者

1) 難病患者災害時個別支援シート

要配慮者上記の(ア)は必ず作成する

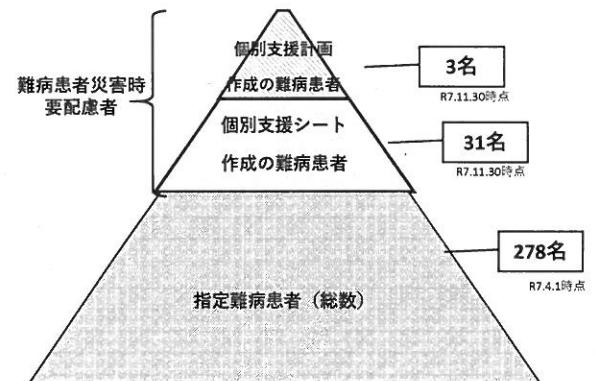
要配慮者上記の(イ)は可能な限り作成するように努める

2) 人工呼吸器及び在宅酸素療法患者のための個別支援計画

(以下「個別支援計画」)

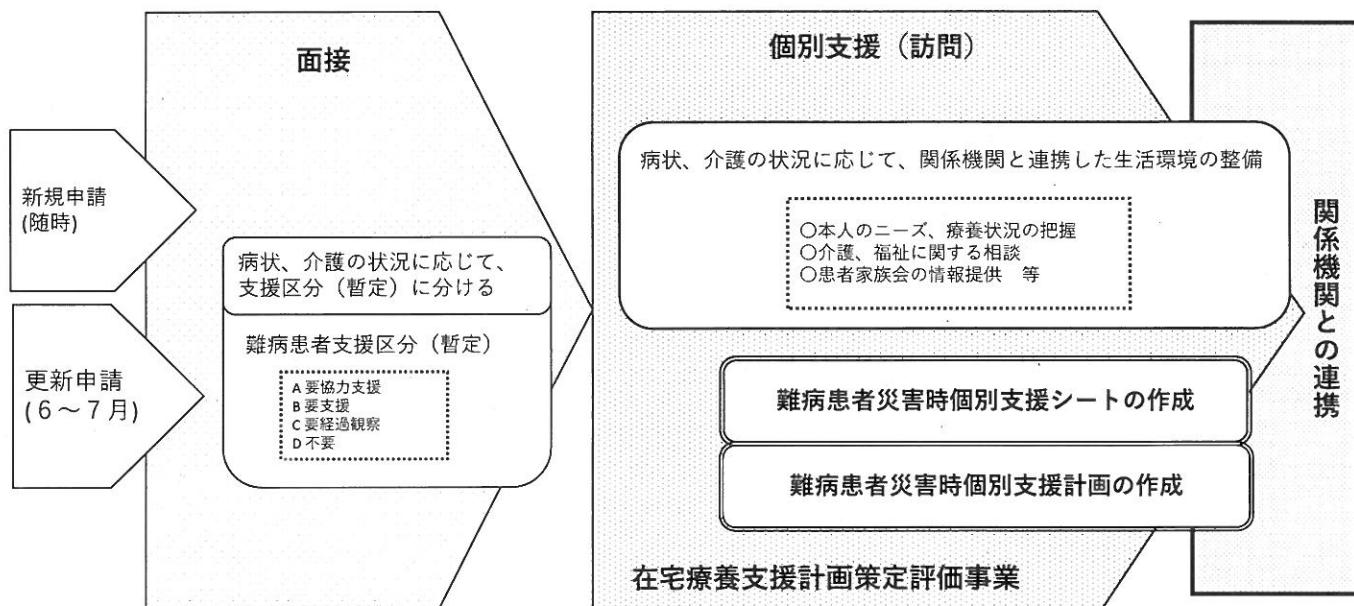
災害時個別支援シートを作成したもののうち、電源の確保等について、

災害時を想定した具体的な備え等を含めて作成する。

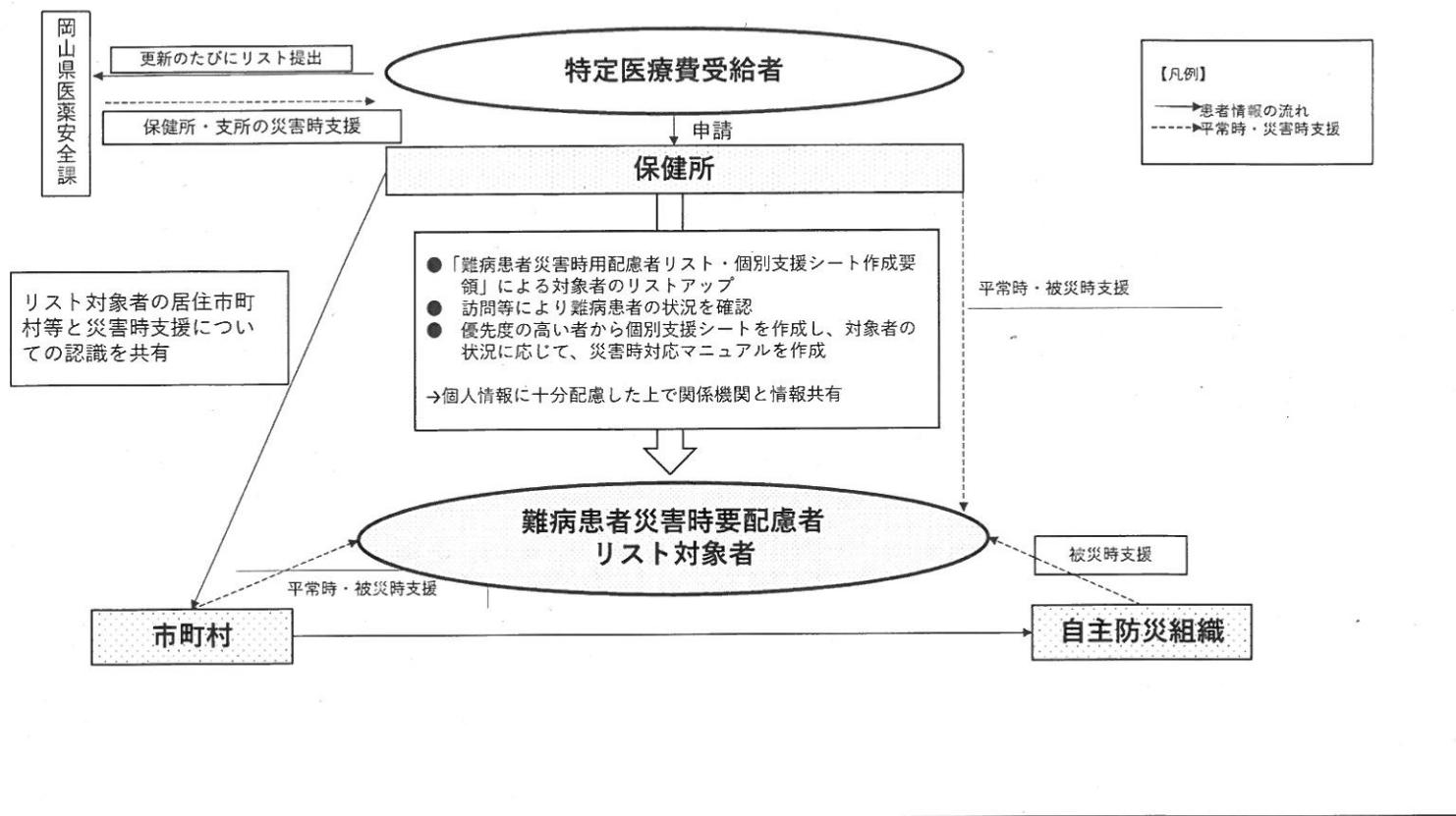


資料：岡山県難病患者災害時要配慮者リスト・個別支援シート作成要領

2-2 難病患者災害時要配慮者への支援(保健所の動き)



2-3 難病患者災害時要配慮者リスト・個別支援シート作成フロー



2-4 難病患者災害時要配慮者リスト (抜粋)

2-5 難病患者災害時個別支援シート

- ・保健師が訪問・面接・電話等の方法により状況を確認する。 □



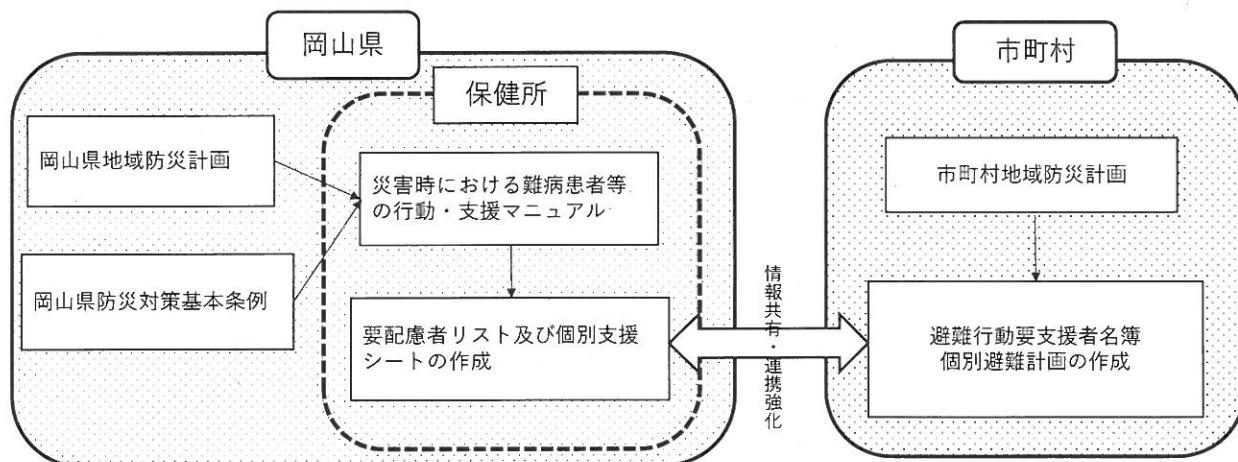
- ・ケアマネジャーや訪問看護ステーション等支援者、本人・家族と一緒に作成。

※患者の状況変化に合わせて、随時更新していきます。

◎市町村への提供について同意が得られた場合は、市町村との連絡会で情報提供を行い、災害時の支援に役立てます。

2-6 災害時に備えた難病要配慮者への支援に係る連絡会

開催 年1回程
出席者 市関係部署職員と保健所職員
内容 難病災害時要配慮者について情報共有等



難病患者災害時個別支援シート

保健所・支所

平成 年 月 日作成

患者氏名		男	病名	
		女	受給者番号()	
大昭平 年月日生(歳)		居室の状況	住所	
世帯構成(家族の在宅時間等)			電話番号()	
			難病患者支援区分	A B C D
利サ 用 状 況 ス	要介護認定	無・有(要支援1 2・要介護1 2 3 4 5)		
	障害者手帳	無・有(区分1 2 3 4 5 6)		
	その他サービスの利用	無・有()		
自 立 生 活 度	社会活動	1就労・2就学・3家事労働・4在宅療養・5入院()・6入所()		
	日常生活	1正常・2やや不自由であるが独力で可能・3制限があり部分介助・4全面介助		
	受診状況	1主に入院・2入院と通院日々・3主に通院(/月、週)・4往診・5入院なし・6その他		
医 療 機 器	人工呼吸器	(なし・あり → 侵襲的・非侵襲的)	予備バッテリー(なし・あり)	
	喀痰吸引	(不要・必要)		
	酸素療法	(なし・あり)(L/分)		
	人工透析	(なし・あり)		
【緊急連絡先】				
家族等		()	電話番号	()
かかりつけ医1		()	電話番号	()
かかりつけ医2		()	電話番号	()
訪問看護ステーション		()	電話番号	()
呼吸器管理者		()	電話番号	()
停電時の連絡先(電力会社)		()	電話番号	()
その他		()	電話番号	()
その他		()	電話番号	()
災害時の安否確認		1 市町村(自主防災含む) 2 県(保健所) 3 その他()		
安否確認方法				
想定される避難先(避難所又は受け入れ病院等)				
場所:				
移送手段:				
備考(支援に対する本人・家族の希望、主治医の意見、配慮してほしいこと等)				
その 他	栄養	(経口・経鼻・胃瘻・中心静脈)		
	食事	(普通食・きざみ食・とろみ食・流動食・その他())		
	自力で移動※1	(できる・できない)	※1外出できるかどうか	
	会話	(できる・困難 → コミュニケーションツール)		
	血液型	(A・B・O・AB)(RH +・-)		
	薬剤アレルギー	(なし・あり → 薬剤名)		
	緊急時の注意点	中断できない薬等()		
市町村への情報提供について		同意する	・	同意しない
聞き取り(訪問・面接・TEL) (本人・家族()続柄())		面接者()		

さん

災害時対応 マニュアル

- ★このマニュアルは、いざという時のために、災害への備えや災害時の対応について、ご本人・ご家族及び関係者が相談し作成します。
- ★地震や停電などの災害はいつおこるかわかりません。災害が起きた時、落ち着いて対応するためには、日頃からの備えが大切です。
- ★このマニュアルを人工呼吸器のすぐ側において、時々内容を確認してください。

平成28年度改訂版

公助



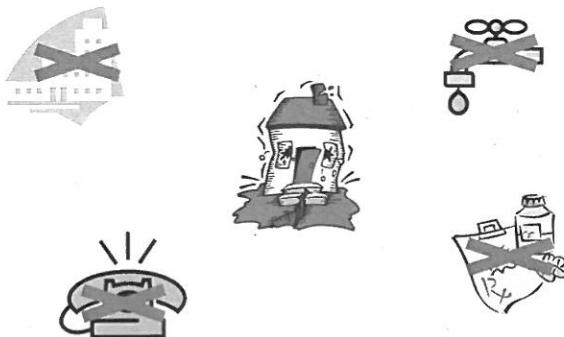
岡山県

災害発生!

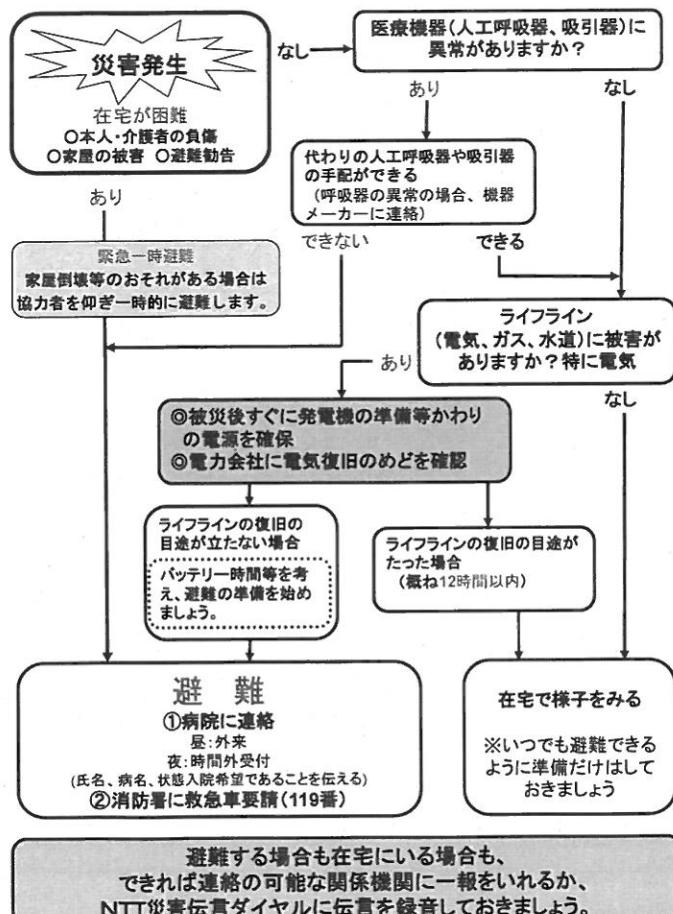
災害がないと言われる岡山県ですが、平成23年には大規模な台風が来襲し、沿岸部での高潮被害や山間部の風倒木被害などが発生しました。さらに、平成23年3月11日に東北関東地方で発生した未曾有の大震災、大津波による災害や平成28年熊本地震、鳥取地震では、多くの方が被災されました。

災害は必ず発生します。日頃から正しい防災知識を身につけ、地震や風水害などのさまざまな災害に備えをしておくことが大切です。

一般に災害時、本格的救済開始やライフラインの回復に約3日かかると言われています。3日間72時間を乗り越えるために、普段から準備しておきましょう。



1 地震など突然の災害が起きた場合の行動



2 災害に備えて用意しておくもの

まとめられる物はひとまとめにして人工呼吸器の近くに置いておきましょう。特に蘇生バッグにはたぐりひもをつけ、ベッドに結んでおくと慌てず探すことができます。この他、非常用食品や衣類なども用意しておきましょう。

品目	確認したら チェック	置いてある場所等
蘇生バッグ		
外部バッテリー	※充電済みにしておきましょう	
予備の回路一式		
予備吸引器		
予備の吸引用チューブ		
滅菌グローブ		
アルコール綿		
蒸留水		
ラジオ		
懐中電灯と電池		
発電機		
延長コード		

3 避難（入院）時持っていくもの

※必要なものを記入しておきましょう。

電気が消えたらまず

1 ブレーカーを確認

ブレーカーが落ちている→ブレーカーを上げましょう。

2 ブレーカーが落ちていない場合は

中国電力 営業所(TEL) に連絡し

- ①停電していること
 - ②人工呼吸器をつけた患者がいること
 - ③ご契約番号（「電気ご使用量のお知らせ」で確認）

をはっきり伝え、復旧を依頼しましょう。

中国電力 → 停電情報 検索

- 満タンの携帯用酸素ボンベの持ち時間は
□ ヶ/分の場合
おおむね □ 時間です。

- ・ こまめに酸素残量を確認し、すぐ使える場所に置いておきましょう。
 - ・ 自分が使っている酸素メーカーの担当者に、災害時の対応（酸素ボンベの搬送など）について確認しておきましょう。

4 室内の安全対策・環境の確認

- ・ 懐中電灯などの非常持ち出し用品は、すぐ手に取れるようベッド下などにおきましょう。
 - ・ 家具は固定しましょう。

5 停電に備えたバッテリーの準備

- ・ バッテリーの持続時間は機種によって異なりますので、日頃から医療機器メーカーの担当者や訪問看護師と確認しておくことが大切です。

○人工呼吸器の内部バッテリー持続時間は
おおむね [] 分です。

外部バッテリー持続時間は
おおむね 時間です。

○吸引器の内部バッテリーで

おおむね 回程度

の吸引が可能です。

○発電機はガソリンが満タンの場合、

おおむね [] 時間

電気の供給ができます。

○車のソケットからはエンジンがかかる

状態の時に電気の供給ができます。

※別途シガレットライターケーブルが必要です。

7 災害時の人工呼吸器の確認のポイント

★まず患者さんが大丈夫か、人工呼吸器が正常に作動しているかどうか確認してください。

- ・ 人工呼吸器本体に破損がなく、作動しているか
 - ・ 異常な音、臭いは出でていないか
 - ・ 呼吸回路の各接続部にゆるみはないか
 - ・ 回路は破損していないか
 - ・ 設定値が変わっていないか
 - アラームが鳴っていなくても必ず確認しましょう

- 正常に作動していない場合はすぐに蘇生バッグによる呼吸を開始してください。

蘇生バッグはカニューレの口に装着し、あわてずゆっくり押して、自然にバッグが再び膨らむのを待ってから、また押します。

8 必要な連絡先と担当者（窓口）

機 関	連絡先	担当者(窓口)
専門病院	-	
かかりつけ医	-	
居宅サービス事業所	-	
訪問看護ステーション	-	
訪問看護ステーション	-	
ヘルパーステーション	-	
中国電力(停電時)	-	
人工呼吸器提供会社	-	
その他	-	
その他	-	

NTT災害伝言ダイヤル

災害発生後、家族や親戚などの安否を確認したい時や被災者自身が安否を伝えたい時、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」があります。

被災者の方が録音した安否情報などを、全国に設置された「災害用伝言ダイヤルセンター」を通じて確認することができます。

※災害用伝言ダイヤルは、毎月1日及び15日、正月三が日、防災週間（8月30日9:00～9月5日17:00）、防災とくじ運営週間（1月15日9:00～21日17:00）に体験利用が可能です。

利用ガイド
ス
が流れます。
体験利用して
おきましょう。

伝言の録音方法

- ①「171」をダイヤル
- ②録音する場合「1」を押す
- ③電話番号を入力
- ④メッセージを入れる

伝言の再生方法

- ①「171」をダイヤル
- ②再生する場合「2」を押す
- ③電話番号を入力

10 人工呼吸療法

自発呼吸	有・無
離脱	可(約 分)・不可

※再設定する際に情報提供できるよう、設定詳細（次ページ）に最新のものを転記しておきましょう。

（参考）

人工呼吸器提供会社の「設置・点検報告書」

<人工呼吸器提供会社>

会社名： (担当： さん)

TEL () -

会社名： (担当： さん)

TEL () -

9 地域の避難所

避難所は、災害に関する情報が集まったり、食料配布の場所となります。ご自分の地域ではどのようにになっているのか、ぜひ確認しておきましょう。

避難所

TEL () -

医療機関

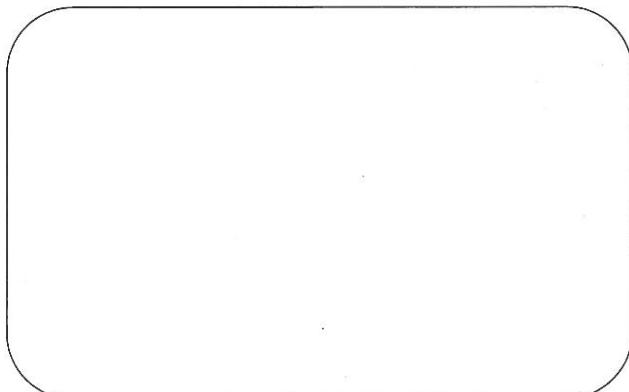
TEL () -

人工呼吸器の設定詳細

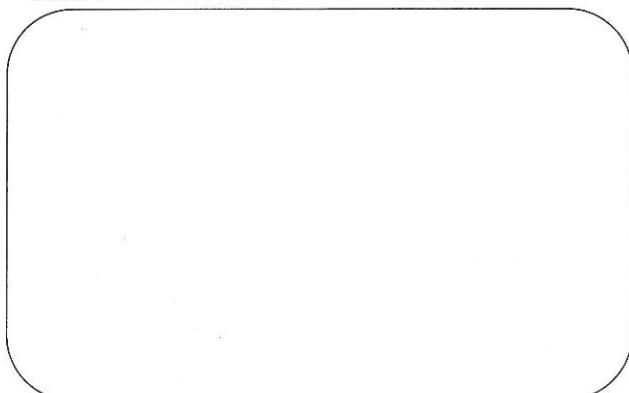
設定	医師処方値	使用時値
換気方式	従量式／従圧式	従量式／従圧式
換気モード		
フローパターン	ランプ／スクエア	ランプ／スクエア
1回換気量	ml	
吸気圧	hPa	
呼吸回数	BPM	BPM
吸気時間	sec	sec
IPAP／CPAP	hPa	hPa
EPAP／PEEP	hPa	hPa
圧サポート	hPa	hPa
ライズタイム	sec	sec
トリガータイプ	AT/AT[Se]メフロー	AT/AT[Se]メフロー
トリガーセンサ	LTM	LTM
フローサイクル	%	%
回路外れ	sec	sec
回路外れ(MPV)	Min	Min
吸気圧上限	hPa	hPa
吸気圧下限	hPa	hPa
無呼吸	sec	sec
無呼吸回数	BPM	BPM
換気量上限	ml	ml
換気量下限	ml	ml
分時換気量上限	L	L
分時換気量下限	L	L
呼吸回数上限	BPM	BPM
呼吸回数下限	BPM	BPM

11 写真を貼っておきましょう。

人工呼吸器と回路の接続



人工呼吸器と外部バッテリーの接続



情報更新日 年 月 日

停電シミュレーションガイドブック

いつ起こるかわからない災害にそなえて・・・

実施年月日		
①	年	月
②	年	月
③	年	月
④	年	月
⑤	年	月
⑥	年	月
⑦	年	月
⑧	年	月
⑨	年	月
⑩	年	月

(特記事項)

※避難時、このページを切り取って、玄関など外から確認しやすい場所に貼り付けておきましょう。

この家の住居人

(氏名)

は、

□ 月 □ 日より

(避難先名称)

(避難先住所)

(連絡先)

に、

避難中です。

(特記事項)

停電シミュレーションを行うにあたっての手順

開始前の準備・確認	1 災害時個別支援計画の作成			
	災害時個別支援計画、物品等の置き場所を支援者と共に共有しておく			
2 物品の準備・確認事項				
<input type="checkbox"/> 外部バッテリーの充電・接続方法 <input type="checkbox"/> 足踏式吸引器 <input type="checkbox"/> 吸引器の充電 <input type="checkbox"/> 発電機(エンジンオイル・燃料) <input type="checkbox"/> 蘇生バッグ <input type="checkbox"/> その他				
参加予定者	<input type="checkbox"/> 本人・家族 <input type="checkbox"/> 訪問看護ステーション <input type="checkbox"/> ケアマネージャー <input type="checkbox"/> ホームヘルパー <input type="checkbox"/> 人工呼吸器事業者 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
実施手順	◆停電時の対応			
	<input type="checkbox"/> 人工呼吸器のコンセントを抜く <input type="checkbox"/> 酸素使用の場合はボンベに切り替える <input type="checkbox"/> 外部バッテリーによる作動確認(外部バッテリーにつなぐタイプのものはつなぐ) <input type="checkbox"/> 人工呼吸器のAC電源に戻す <input type="checkbox"/> 充電式吸引器をベッドサイドに用意 <input type="checkbox"/> 充電式吸引器の作動確認			
	◆停電が長引く場合の対応			
	<input type="checkbox"/> 発電機の使用 <input type="checkbox"/> 車から電源をとる場合 <input type="checkbox"/> 発電機を屋外で作動させる <input type="checkbox"/> 専用シガーライターケーブルの使用 <input type="checkbox"/> 発電機で充電する物(呼吸器・吸引器)をつなぐ <input type="checkbox"/> 正弦波インバータの使用			
	◆電力を用いない方法の確認			
	<input type="checkbox"/> 蘇生バッグの使用 <input type="checkbox"/> 足踏み吸引器の使用			
評価	◆安否の連絡方法			
	<input type="checkbox"/> 安否の連絡について(どこにどのように確認するか確認) <input type="checkbox"/> 災害用伝言ダイヤルの練習			
◆夜間の照明の確認				
<input type="checkbox"/> 懐中電灯、予備の電池の用意・点検				
今後の計画				
実施日:平成 年 月 日		記録(所属 氏名)		

参加者名簿

1	看護師	栗本一美	新見公立大学
	訪問看護師	林 楓	訪問看護ステーションくろかみ
	介護支援専門員	池田多喜	唐松荘居宅介護支援事業所
	介護支援専門員	榎 太一	小規模多機能ホームおいでんせえ
	理学療法士	畦崎 智	長谷川紀念病院
2	看護師	丸山純子	新見公立大学
	訪問看護師	濱瀬みつき	訪問看護ステーションくろかみ
	介護支援専門員	作本知江	唐松荘居宅介護支援事業所
	介護支援専門員	富谷晴美	居宅介護支援事業所すみれ
	社会福祉士	小川将吾	渡辺病院
3	看護師	大島由美	新見公立大学
	訪問看護師	上田呼夏	訪問看護ステーションくろかみ
	医師	土井浩二	哲西町診療所
	介護支援専門員	坂本嘉巳	くろかみ介護支援センター
	保健師	長谷川真希	備北保健所新見支所
4	看護師	道繁 学	デイサービス・クローバー
	介護支援専門員	池田直美	居宅介護支援事業所すみれ
	介護支援専門員	南 好恵	くろかみ介護支援センター
	保健師	北山治子	備北保健所新見支所
	相談支援専門員	荒木美幸	生活支援やまぶき 相談支援やまぶき
5	訪問看護師	須藤美帆	阿新虹の訪問看護ステーション
	介護支援専門員	山崎ひとみ	新見市地域包括支援センター
	保健師	谷岡典子	新見市役所健康医療課
	医師	遠藤 彰	渡辺病院
	社会福祉士	宮本稜雅	介護老人保健施設くろかみ
6	訪問看護師	小郷寿美代	訪問看護ステーションくろかみ
	介護支援専門員	足立絵里	新見市社協中央ケアセンター
	介護支援専門員	川上麻悠	新見市地域包括支援センター
	保健師	柴田千賀子	新見市役所健康医療課
	社会福祉士	田盛琉成	太田病院
7	看護師	安達 恵	太田病院
	介護支援専門員	井竹明子	新見市社協中央ケアセンター
	介護支援専門員	牧田利江	ファミリア愛
	施設防火管理者	山下裕実	介護老人保健施設くろかみ
	社会福祉士	加藤明子	新見市社会福祉協議会
8	看護師	宮原三都子	新見中央病院
	介護支援専門員	小川幸子	居宅げんき
	介護支援専門員	森田里美	くろかみ介護支援センター
	保健師	高田萌華	備北保健所新見支所
	社会福祉士	植木桃子	新見市社会福祉協議会
SV	保健師	猪元信子	備北保健所新見支所

▶ 避難行動要支援者の対象となる方

避難行動要支援者の対象となる方は、それぞれの市町村が定めます。

避難行動要支援者となりうる方の例を以下に示します。

生活の基盤が自宅にある方のうち、次のいずれかの要件に該当する方

- ① 要介護認定3～5を受けている者
- ② 身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する身体障がい者(心臓、じん臓など内部機能障がいのみで該当するものは除く)
- ③ 重度以上と判定された知的障がい者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤ 市町村の生活支援を受けている難病患者
- ⑥ 上記の①～⑤以外の方で、避難支援を要し、名簿掲載を自ら希望する者

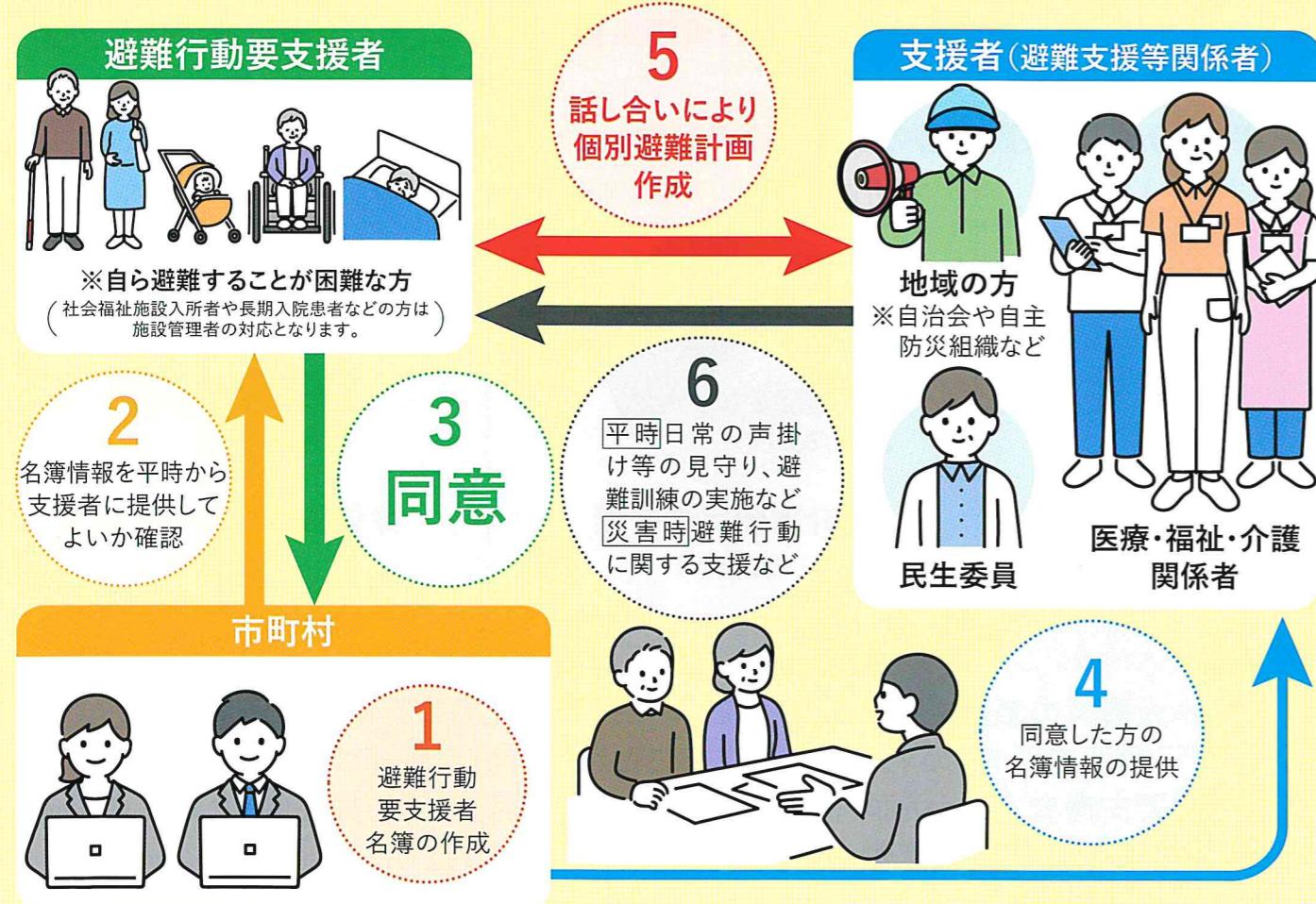
※保護者だけでは避難が困難な医療的ケア児・者なども対象になります。

ただし、要件に該当しても施設に入所されている方や長期入院されている方は対象から外れます。

※避難行動要支援者の具体的な対象は、各市町村の担当窓口にお問い合わせください。

▶ 個別避難計画の作成の流れ

個別避難計画の作成の流れのイメージ図



個別避難計画の作成には、避難行動要支援者とその家族だけでなく、地域の方々や民生委員、そして医療・福祉・介護関係者などさまざまな関係者の協力が必要です。

▶ 個別避難計画の記載事項

個別避難計画には以下の項目を記載します。

- ① 避難行動要支援者に関する情報(氏名、住所、生年月日、性別、連絡先、避難支援等を必要とする事由など)
- ② 支援者に関する情報(氏名、住所、連絡先)
- ③ 避難先や避難経路に関する情報

※個別避難計画の様式や記載項目は市町村ごとに異なります。詳しくは各市町村の担当窓口にお問い合わせください。

▶ 個別避難計画の活用

個別避難計画の活用は災害時だけではなく、支援者による見守りや「地域のつながり」を強くするための環境づくりなど、平時にも活用されます。



医療・福祉・介護関係者へのお願い

- 避難行動要支援者に該当する方やそのご家族の方に避難行動要支援者と個別避難計画の制度の周知をお願いします。
- 地域の方や民生委員だけでは避難行動要支援者から避難時に配慮が必要なことを聞き取ったり、避難先を調整することが難しい場合もあります。市町村などから個別避難計画の作成や避難先として避難行動要支援者の受け入れの協力要請がありましたら、ご協力ををお願いします。



Q1 避難行動要支援者等の個人情報は守られますか？

A1 災害対策基本法に秘密保持義務が定められており、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の提供を受けた避難支援者等は、知り得た秘密を漏らしてはならないとされています。

Q2 個別避難計画を作成した場合、作成者や支援者にも避難支援等に責任が生じるのですか？

A2 個別避難計画は、避難の円滑化や避難行動の可能性を高めるために作成するものです。そのため、計画に基づく避難支援等が必ず実施されることを保証するものではなく、法的な義務や責任は負いません。

Q3 仕事が忙しくて個別避難計画作成の協力は難しいのですが。

A3 避難行動要支援者宅に訪問したときに、「避難行動要支援者名簿の本人情報の提供に同意しましたか？」と、声をかけていただくだけでもかまいません。可能な範囲でご協力をお願いします。

▶ 市町村・岡山県の担当窓口

市町村	避難行動要支援者 に関するこ	個別避難計画 に関するこ	防災全般 に関するこ	(※)名簿情報の 同意確認の時期
岡山市	危機管理室 TEL:086-803-1082	危機管理室 TEL:086-803-1082	危機管理室 TEL:086-803-1082	12月～1月
倉敷市	保健福祉推進課 TEL:086-426-3303	防災推進課 TEL:086-426-3131	防災推進課 TEL:086-426-3131	12月～2月
津山市	生活福祉課 TEL:0868-32-2063	生活福祉課 TEL:0868-32-2063	危機管理室 TEL:0868-32-2042	随時
玉野市	福祉政策課 TEL:0863-32-5564	福祉政策課 TEL:0863-32-5564	危機管理課 TEL:0863-32-5560	2月頃
笠岡市	地域福祉課 TEL:0865-69-2133	地域福祉課 TEL:0865-69-2133	危機管理課 TEL:0865-69-2222	随時
井原市	福祉課 TEL:0866-62-9516	福祉課 TEL:0866-62-9516	危機管理課 TEL:0866-62-9550	随時
総社市	危機管理室 TEL:0866-92-8599	危機管理室 TEL:0866-92-8599	危機管理室 TEL:0866-92-8599	2月頃
高梁市	防災復興推進課 TEL:0866-21-0246	防災復興推進課 TEL:0866-21-0246	防災復興推進課 TEL:0866-21-0246	12月～1月
新見市	福祉課 TEL:0867-72-6126	福祉課 TEL:0867-72-6126	総務課 TEL:0867-72-6205	随時
備前市	社会福祉課 TEL:0869-64-1827	危機管理課 TEL:0869-64-1809	危機管理課 TEL:0869-64-1809	3月頃
瀬戸内市	危機管理課 TEL:0869-22-3904	危機管理課 TEL:0869-22-3904	危機管理課 TEL:0869-22-3904	12月頃
赤磐市	くらし安全課 TEL:086-955-2650	くらし安全課 TEL:086-955-2650	くらし安全課 TEL:086-955-2650	11月頃
真庭市	福祉課 TEL:0867-42-1581	福祉課 TEL:0867-42-1581	危機管理課 TEL:0867-42-1126	随時
美作市	危機管理室 TEL:0868-72-1111	危機管理室 TEL:0868-72-1111	危機管理室 TEL:0868-72-1111	随時
浅口市	社会福祉課 TEL:0865-44-7007	社会福祉課 TEL:0865-44-7007	くらし安全課 TEL:0865-44-9006	10月～12月
和気町	健康福祉課 TEL:0869-93-3681	健康福祉課 TEL:0869-93-3681	危機管理室 TEL:0869-93-1123	6月頃
早島町	健康福祉課 TEL:086-482-2483	健康福祉課・総務課 TEL:086-482-2483	総務課 TEL:086-482-0611	7月頃
里庄町	健康福祉課 TEL:0865-64-7211	総務課・健康福祉課 TEL:0865-64-3111	総務課 TEL:0865-64-3111	随時
矢掛町	福祉介護課 TEL:0866-82-1026	福祉介護課 TEL:0866-82-1026	総務防災課 TEL:0866-82-1010	随時
新庄村	住民福祉課 TEL:0867-56-2646	住民福祉課 TEL:0867-56-2646	総務企画課 TEL:0867-56-2626	随時
鏡野町	総合福祉課 TEL:0868-54-2986	総合福祉課 TEL:0868-54-2986	くらし安全課 TEL:0868-54-2621	随時
勝央町	健康福祉部 TEL:0868-38-7102	健康福祉部 TEL:0868-38-7102	総務部 TEL:0868-38-3111	11月～12月
奈義町	こども・長寿課 TEL:0868-36-6700	こども・長寿課 TEL:0868-36-6700	総務課 TEL:0868-36-4111	随時
西粟倉村	保健福祉課 TEL:0868-79-2233	保健福祉課 TEL:0868-79-2233	総務企画課 TEL:0868-79-2111	随時
久米南町	保健福祉課 TEL:086-728-4411	保健福祉課 TEL:086-728-4411	総務企画課 TEL:086-728-2111	11月頃
美咲町	福祉事務所 TEL:0868-66-1129	くらし安全課 TEL:0868-66-1112	くらし安全課 TEL:0868-66-1112	随時
吉備中央町	福祉課 TEL:0866-54-1317	福祉課 TEL:0866-54-1317	総務課 TEL:0866-54-1313	6～7月
岡山県	危機管理課 TEL:086-226-7562	危機管理課 TEL:086-226-7562	危機管理課 TEL:086-226-7562	—

※「名簿情報の同意確認の時期」は、避難行動要支援者の名簿情報を消防機関や自主防災組織などの関係者に情報提供することについて、市町村が避難行動要支援者本人から同意をいただくため、同意書を郵送したり、直接訪問して確認する時期のことです。なお、すでに同意をいただいている場合は、同意書を郵送しない市町村もあります。

医療・福祉・介護関係者の皆様へ



大切な人を 災害から 守るために



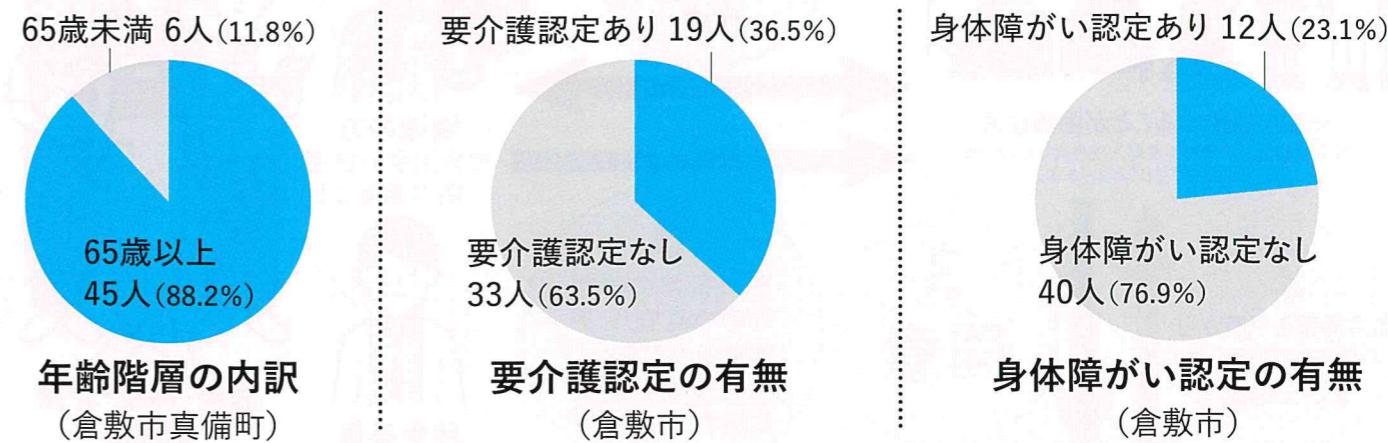
～個別避難計画作成の協力のお願い～

▶ 近年の自然災害による被害

近年、集中豪雨や台風、地震などの大規模災害が多発し、全国各地で被害が相次いでいます。特に高齢者や障がいのある方など、避難のために支援が必要な方に被害が集中しており、岡山県でも平成30年7月豪雨災害において、多くの高齢者や障がいのある方の命が失われました。

▶ 平成30年7月豪雨災害の人的被害の状況

出典:平成30年7月豪雨災害記録誌(岡山県作成)



▶ 避難行動要支援者支援制度

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年に避難のために特に支援が必要な方である「避難行動要支援者」の名簿を整備することが市町村に義務づけられました。また、避難行動要支援者本人から同意が得られたときに、消防機関や民生委員、自主防災組織等に名簿情報を平時に提供することが可能になりました。

令和3年には避難の実効性を高めるため、避難行動要支援者が災害時に「だれ」と「どこ」に避難し、「避難時や避難先で配慮が必要なことは何か」をあらかじめ定めておく「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務とされ、計画作成の取組が進められています。